

# 令和7年度 板橋区職員(歯科衛生)採用選考案内

令和7年12月15日  
板 橋 区

## 1 採用予定数・勤務場所等

区分	職種(職務名)	採用予定数	勤務場所
II類	歯科衛生(歯科衛生士)	若干名	板橋区役所本庁舎・健康福祉センター等 ※敷地内禁煙

## 2 受験資格

### (1) 国籍を問わず、昭和61年4月2日以降に生まれた方

※ 日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※ 採用日時点で40歳未満であることが採用の年齢要件です。

### (2) 歯科衛生士免許を有する方で次のいずれかに該当する方

※ 国家試験に合格し免許の交付を申請中の方及び令和7年度に行われる国家試験により免許取得見込みの方も受験できます。

(免許取得見込みで受験した方が国家試験に合格しなかった場合は、採用できません。)

- 平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則により指定を受けた修業年限3年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方
- 上記の改正前の規則により指定を受けていた修業年限2年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方

※ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方に該当する場合は受験できません。

### 【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません。  
(心身耗弱を原因とするもの以外)

※ 現在、板橋区の職員(会計年度任用職員、育児休業代替任期付職員、臨時の任用職員を除く)  
は受験できません。

## 3 採用予定年月日

令和8年4月1日

## 4 選考

### (1) 第一次選考

方法	作文	課題式（1,000～1,200字程度） 午前10時20分から午前11時50分
実施年月日		令和8年1月10日（土）
会 場		板橋区役所 南館 ※詳細は、第一次選考当日に南館1階にてご案内します。
合格発表		令和8年1月下旬（予定）

### (2) 第二次選考

方 法	個別面接
実施年月日	令和8年2月6日（金）（予定）
会 場	詳細は、第一次選考結果と併せて通知します。
合格発表	令和8年2月中旬（予定）

## 5 受験手続

申込方法	<p>インターネット申込</p> <p></p> <p>申込専用フォームへアクセスして、必要事項を入力し、お申込みください。</p> <p><a href="https://logoform.jp/form/Rwxz/1342718">https://logoform.jp/form/Rwxz/1342718</a></p> <p>※申込専用フォームでお申込みができない場合は、下記問合せ先にご連絡ください。</p>
申込期間	<p>令和7年12月15日（月）午前9時00分から 令和8年1月5日（月）午後5時00分まで（受信有効）</p> <p>申込期間内に正常に受信したものを有効とします。 有効に受信した場合は、受付メール（@logoform.jp）が自動送信されます。「受験番号」や「選考のご案内」が掲載されておりますので、選考日まで破棄しないようご注意ください。 メールが届かない場合は、申込期間内に必ず下記問合せ先にご連絡ください。</p> <p>※申込期間中のシステム停止や通信障害等が起きた場合のトラブルについて責任を一切負いかねます。</p>
問合せ	<p>板橋区総務部人事課人事係（板橋区役所南館4階21番窓口） 〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 ☎03-3579-2070 平日午前9時00分から午後5時00分まで ※土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は問合せ不可</p>

## 6 勤務条件

### (1) 身 分

板橋区職員（1級職主事）

### (2) 給 与（令和7年12月1日現在）

初任給 (3年制の歯科衛生士養成施設を卒業) (※)	約 265,500 円
初任給 (2年制の歯科衛生士養成施設を卒業)	約 258,000 円

(※) 平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所を卒業した者に限ります。

- ・給与には地域手当が含まれています。
- ・この初任給のほか、条例等の定めるところにより、期末・勤勉手当及び該当者に通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。
- ・職務経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。
- ・採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。
- ・昇給は、原則として年1回行われます。

### (3) 勤務時間・休暇等

① 勤務日 原則、月曜日～金曜日（4週8休制）

② 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分まで

③ 休 暇 年間20日の年次有給休暇があります。その他、夏季休暇、生理休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。

※採用までに制度改正が行われた場合は、その制度によります。

## 7 研 修

職員の資質・能力向上のため、さまざまな研修を行っています。

### (1) 区実施研修

- ・職層研修：新任、主任職、係長職等、各職層を対象とした研修
- ・現任研修：入庁年次に応じた研修
- ・職場研修

### (2) 特別区実施研修

- ・専門知識に関する研修

## 8 福利厚生

### (1) 職員住宅

区内に単身用の借り上げ住宅があります。自宅からの通勤が困難である等の入居条件を満たす方に対して、2年間家賃の一部を区が負担します。空き状況により入居できない場合もあります。

### (2) 被服貸与

職務に必要な被服が貸与されます。

### (3) 板橋区職員互助会

職員作品展、所属対抗スポーツ大会、カフェテリア事業（サービス利用に対する補助金事業）、福利厚生パッケージ事業等を実施しています。

### (4) 部・同好会活動

体育部、文化部のほかさまざまな同好会があり、それぞれ活発な活動をしています。

(5) 東京都職員共済組合

長期給付（年金）、短期給付（健康保険）、福祉事業（人間ドック等）を実施しています。

(6) 特別区職員互助組合

保険事業（グループ保険、積立年金保険等）、ライフプラン事業（セミナー等）を実施しています。

(7) 健康管理

定期健康診断、その他各種健診、ストレスチェック、健康相談等を実施しています。

## 9 第一次選考会場

### 板橋区役所

所在地：板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

交 通：都営三田線「板橋区役所前駅」下車 1 分、東武東上線「大山駅」下車 10 分



問合せ

板橋区総務部人事課人事係

03-3579-2070 (直通)